

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（法務二）  
 ○厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する運用職員の範囲を定める省令（財務三）

### 〔告 示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府五二四）  
 ○平成二十八年分として交付した政党交付金の総額及び各政党に対して交付した政党交付金の額を公表する件（総務六九）  
 ○平成二十八年中において交付した特定交付金の総額及び特定交付金の交付を受けるべき政治団体に対して交付した特定交付金の額を公表する件（同七〇）  
 ○除籍の一部が滅失した件（法務一一二）

○農業を登録した件  
 ○農林水産三二二、三二四）  
 ○農業を再登録した件（同三一五）  
 ○地すべり防止区域を指定する件（同三一六）  
 ○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三九、一四一）  
 ○占冠ヘリポートの供用を廃止する件（同四二）  
 ○中部国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（同四三）  
 ○北九州空港の施設について告示した事項に変更があった件（同四四）  
 ○大阪国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同四五）  
 ○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同四六）  
 ○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同四七）  
 ○規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（同四八）  
 ○航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する件（同四九）  
 ○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（同五〇）  
 ○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（関東地方整備局六一）

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 内閣府 宮内庁 法務省 最高裁判所

### 〔官庁報告〕

#### 官庁事項

日本海・九州西広域漁業調整委員会指  
 示（日本海・九州西広域漁業調整委四九、五二）

#### 労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方  
 交通審議会の意見に関する公示  
 （九州運輸局最低賃金公示一）

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 官庁

財団、司法書士懲戒処分、公証人法  
 第十三条に規定する公証人の採用、  
 埼玉県北川辺領土地改良区役員  
 の退任及び就任関係

#### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、  
 破産、免責、特別清算、再生関係  
 地方公共団体  
 教育職員免許状取上げ処分関係  
 会社その他

## 省 令

○法務省令第一号  
 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（宥容防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十九年三月二日

法務大臣 金田 勝年

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。  
 第六条第一項の表中「四、〇八二円」を「四、一四四円」に、「三、九八八円」を「三、九八九円」に、「三、八八四円」を「三、九一四円」に、「三、八三四円」を「三、八六四円」に、「三、七三五円」を「三、七六四円」に、「三、六六一円」を「三、六八八円」に、「三、五八七円」を「三、六一三円」に改める。  
 第七条第二項の表中「五二八、三六九円」を「五三四、七四四円」に、「五一、二四六円」を「五一、三七九円」に、「五〇六、九六五円」を「五一、〇四六円」に、「四九四、一三三円」を「四九〇、〇四五円」に、「四八五、五六一元」を「四九一、三七八円」に、「四六八、四三八円」を「四七四、〇四三円」に、「四五五、五九六円」を「四六一、〇四二円」に、「四四二、七五四円」を「四四八、〇四二円」に改める。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

### ○財務省令第三号

厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）第三条の十六の規定に基づき、厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する運用職員の範囲を定める省令を次のように定める。  
 平成二十九年三月二日

財務大臣 麻生 太郎